産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険料が免除されます!

対象となる方

● 令和6年2月1日以降に出産された国民健康保険組合被保険者の方が対象です。 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。

国民健康保険料の免除方法

● 出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

● 令和6年度においては、産前産後期間のうち令和6年4月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

令和 5 年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月	5月
			出産予定月			

※令和6年2月に出産した場合、令和6年4月の保険料が免除されます。令和6年4月より前の期間については 免除の対象とはなりません。 ・・・・対象期間

● 保険料免除方法は、一旦保険料を納付頂いた後に、産前産後期間の終了月を基準に軽減(免除)の 計算を行い、組合員からの保険料引き去り口座に還付いたします。

出産費に直接支払制度をご利用の場合はご出産から3カ月後までに届出書をご自宅に送付いたします。 (直接支払制度をご利用されない方は、本組合までご連絡ください。)

届出に必要な書類

- 届出書
- ❷ 出産日(予定日)単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
 - ※母子健康手帳の市町村の証明印のあるページ、出産者氏名、出産日(予定日)のわかるページ のコピー、又は病院等が発行する出生証明書のコピー

問い合わせ先

鹿児島県医師国民健康保険組合

〒890-0053 鹿児島市中央町8-1 TEL: 099-254-8124